

○財務省告示第百一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年三月三十日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十四年二月二十九日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	六・五トン
二	一二・〇トン
三	二八・七トン
四	二四、六六七トン
五	一、三五一トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	
三九二トン	七五〇トン	一六、六五〇トン	一一五、九五〇トン	一〇、三〇六トン	三九四トン	六二四、一七六トン	一、二六四、七八五トン	五、八六五、三五五トン	七二、九一六トン	一六、二二五トン	五、一七三トン	四〇、六八四トン	二八・一トン	三五・二トン	一五トン	

二九		四五四トン
二八		六トン
二七		一二、五〇六トン
二六		五、四七五トン
二五		〇トン
二四		二七トン
二三		五、一〇一トン
二三		五一五トン
二二		二八、一六七トン